

第6章 WTO加盟前後のベトナムにおける銀行業界の 発展と展望

著者	荻本 洋子
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	579
雑誌名	変容するベトナムの経済主体
ページ	[185]-221
発行年	2009
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00011579

第6章

WTO加盟前後のベトナムにおける銀行業界の発展と展望

荻本 洋子

はじめに

ベトナムの銀行は、WTO加盟を経て大きな変化を実現しつつある経済主体のひとつとして、興味深い研究対象である。加えて、銀行は、経済成長期においてはとくに、業界全体が「金融システム」を構成し、経済活動を支える重要なインフラとして機能するため、ベトナムの銀行業界が成長しているか否かを観察することは、ベトナム経済が今後成長を持続できるか否かを展望するうえでも重要な意味を持つ。

WTO加盟を契機に、既存の国内銀行に対する外資の部分出資が可能となったのに加えて、外資が100%子会社銀行をベトナム国内に設立することも可能となった。その結果想定される競争激化によって、既存のベトナム国内銀行は、やがて外資系銀行¹⁾に完全に淘汰されてしまうのではないかとの見方が一般的であった。しかし、実際には、既存の国内銀行の多くは、それぞれ外国の大手銀行と提携関係を結び、出資とともに多様な経営指南を受けることによって、自らの経営改革に取り組んでいる。他方、依然として、外国戦略投資家を得ることもかなわず、拠点網の拡大や商品サービスの拡充もできていない銀行も散見される。本研究会で実施した銀行等へのヒアリングを通して、競争力を増して市場の完全開放を迎えようとする銀行と、競争力が劣る銀行との差が見えてきた。このように、銀行間の差が明確化していく

ことは、健全な競争原理が銀行業界内で働きつつあることを示唆しており、長期的には銀行業界の成長を助けると考えられる。当初懸念されたような外資系銀行のみが銀行業界を席卷するような状態に陥らず、国内系銀行が外資系銀行と競合しつつ共存していくようになれば、ベトナム国内企業や個人にとってよりよい銀行サービスを持続的に享受できることになる。そのことは、産業の育成や金融深化²⁾などをもたらし、ベトナム経済成長促進に資する結果となるであろう。

そこで、本章では、銀行業界の規模的成長ならびに金融の深化に加えて、個々の銀行におけるビジネスモデルの近代化が進展しているかどうかを分析することで、対外市場完全開放後も外資系銀行と競合しつつ持続していける銀行があることを確認する。他方では、2011年を迎える前に市場からの撤退を何らかの形で迫られると予想される銀行の存在も示す。本章では、ベトナムの銀行業界がこのように「競争力を高めている銀行」と「淘汰されつつある銀行」とに「二分化」されつつあることを示し、その背景について調査時点で入手できた情報の範囲で考察する。

本章の構成は以下のとおりである。第1節では、2000年以降、WTO加盟直後までの銀行業界の変化を示す。2000年代前半時点では四大国有商業銀行（後述）が銀行業界内で圧倒的な市場占有率（シェア）を持っており、1990年代以降に新規設立された民間商業銀行の存在は微々たるものであった。しかし、民間商業銀行の中でも、その出自からすでに顧客基盤をある程度確保していたことや、国際機関の支援を得ることができたことなどから、急成長を実現してきた例もある。とくに、2006年から2007年にかけては銀行業界全体の資産規模が前年比4割増しという急成長を遂げる中で、民間商業銀行のシェア拡大が目立った。第2節では、銀行業界が大きく二分化しつつある状況を示す。2007年以降、外国銀行を戦略投資家として得た銀行を中心に、経営の抜本的な改革を進めてきた銀行が増えた。具体的には、リテール業務への取り組みの本格化、提供する商品サービスの多様化、業務用ITシステムの抜本的入れ替え、ガバナンス強化やリスク管理強化などを含めた組織の改革

などである。多くの銀行に対してこれら経営改革に必要な資金および人材のリソースを提供しているのが、主として外国の銀行からなる「戦略投資家」である。他方、このような戦略投資家を外国からはもとより国内からも得ることができず、必要なリソースを確保できないことから、経営改革に着手できずにいる銀行もある。そのような銀行の中には、政府が新たに設定した最低資本金基準を満たすための増資をできないのではないかと予想される銀行も含まれる⁽³⁾。本節では、財務諸表や拠点数といった定量的情報を可能な限り入手し分析することに加えて、経営の体制などの定性的情報も整理して示し、銀行間の違いを明示する。第3節では、二分化を経て一部銀行の淘汰が進展した後の銀行業界構造について、筆者の展望を述べる。WTO加盟後、外資系銀行の参入が容認される一方で力のない銀行の淘汰が進められることで、より力のある銀行同士が競合することとなるだろう。本章では、そのことが経済主体としての銀行の成長を促進するのみならず、健全な金融市場の発展と金融の深化とを通してベトナム経済全体のいっそうの成長にも資するのではないかと論じる。

なお、銀行監督当局であるベトナム国家銀行（State Bank of Vietnam, 以下SBV）によれば、ベトナムにおける銀行は、国有商業銀行（State Owned Commercial Banks）、政策銀行、合資銀行（Joint Stock Commercial Banks）、合弁銀行（Joint Venture Banks）、外国銀行支店に分類できる（SBV [2008]）。以下、国有商業銀行（または国有銀行）と対比するため、合資銀行と合弁銀行とを合わせて「(国内)民間銀行」と呼ぶ。また、国有商業銀行のうち2行が2007年および2008年にそれぞれ株式化⁽⁴⁾を果たし、そのうち1行はSBVウェブサイト上でも「民間商業銀行」に掲載されている⁽⁵⁾がIFC [2008]、そのほかの文献同様、本章においてもこれら2行は「国有(商業)銀行」として扱う。

第1節 銀行業界の変化

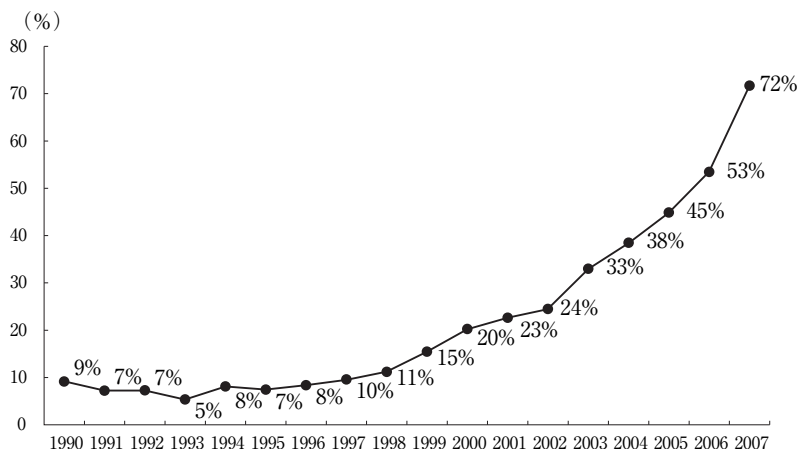
1. 2000年代における銀行業界の発展

2000年代前半までの銀行業界発展経緯については、竹内〔2005〕に詳しい。ベトナムにおける銀行業界の発展は、1988年に「モノバンクシステム」（国家銀行が中央銀行的役割および商業銀行的役割の双方の役割を独占的に担うシステム）の廃止が決定され、1990年のベトナム国家銀行令（Ordinance on the State Bank of Vietnam）および銀行・信用組合およびファイナンスカンパニー令（Ordinance on Banks, Credit Cooperatives and Financial Companies）⁽⁶⁾が施行されたことにより現在の「二層銀行システム」（中央銀行と商業銀行とを分離したシステム）への移行が進められるとともに民間資本による商業銀行への新規参入が認められた⁽⁷⁾頃から始まる。さらに、1997年にはベトナム国家銀行法（以下、国家銀行法）および金融機関法⁽⁸⁾が制定され、後の改定を経て、銀行業界を規定する法基盤が一応整備された⁽⁹⁾。

上記法整備を受けて、1990年代以降、数十の商業銀行が新規に設立された。しかし、すでに国有企業を中心に貸付けを含めた取引実績を有する四大国有商業銀行⁽¹⁰⁾に対して、最長で1991年創業以来の歴史しか持たない民間商業銀行は、新たに成長し始めた中小規模の民間企業や個人などそれまで国有商業銀行が相手としてこなかった左記を対象に顧客として開拓する必要があり、その道のりは容易ではない。加えて、1989年から1991年にかけての信用組合の倒産が相次いだことから、国民が銀行に対する不信感を抱く結果を招き、1990年代には銀行業界全体は伸び悩んだ。その結果、民間商業銀行の新規顧客開拓も不振となり、2003年3月末時点においても四大国有商業銀行は商業銀行業界における高いシェア（預金残高で73.9%、貸付残高で75.9%）を維持していた。

その後、経済成長とともに個人を含めた経済主体による銀行の活用も進展

図1 預金のGDP比推移



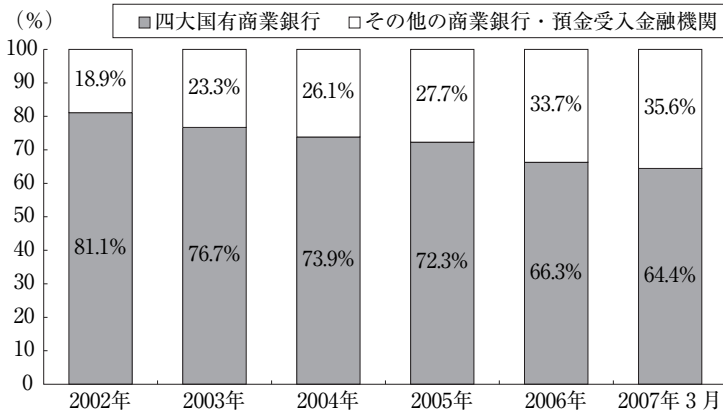
(出所) ADB [2008a] 掲載データをもとに作成。

し、銀行預金残高のGDP比率も、1990年代の10%前後から、2003年に33%、2004年には38%と目立って増加し始める(図1)。このように、2000年代に入りベトナムでも金融深化の度合いが高まっている。

ベトナムで金融深化の度合いが高まる中で、とくに民間銀行が高い成長を遂げている。民間銀行の成長により、2007年3月末時点において四大国有商業銀行の貸付けに占めるシェアは、64.4%にまで低下した(図2)。

目立つ例としては、1991年に設立されたサイゴン商信銀行(通称 Sacombank) および1993年に設立されたACBがあげられる(国内民間銀行としては、2007年末時点総資産規模が最大および2番目の規模⁽⁴¹⁾)。この2行は、「二大民間銀行」と呼ばれている。Sacombankはかつての信用組合4社が統合し業態を銀行に転換して設立されたため、少なくとも預金受入や貸付けといった銀行業務の基本については経営陣・従業員とも経験を有していた。他方、ACBは、国内銀行への外国人投資家による株式保有に関する現行の規則が制定される前より、国際機関であるIFCの出資を受けたのに加えて、IFCから技術支援をも受け、2年間にわたって銀行現場での業務指導を受けた。これらIFC

図2 四大国有商業銀行のシェア推移



(出所) IMF “Vietnam: Statistical Appendix”, December 2007, IMF Country Repore No. 07/386のデータをもとに筆者作成。

(注) 商業銀行に加えて、外国銀行支店、Central People’s Credit Fund、および2005年末以降については5ファイナンス会社を含む。

による支援が、ACBのその後の成長を支えている。

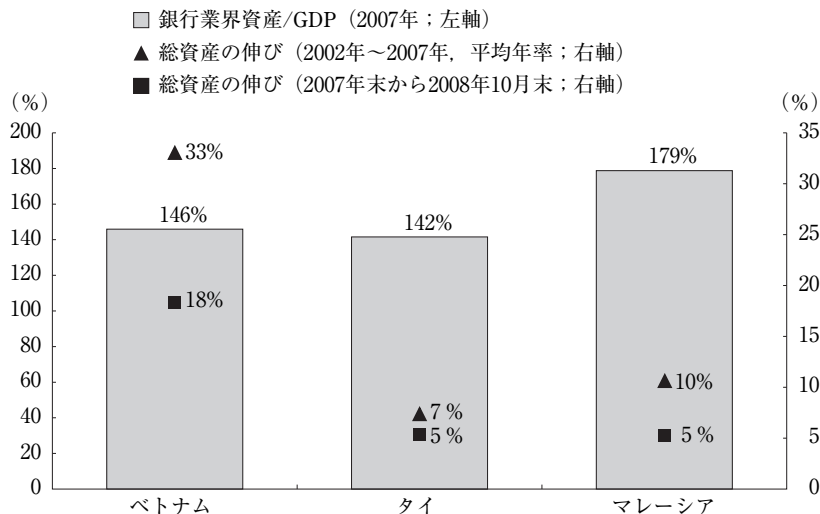
2. 2006年以降の業界内の変化

ベトナムによるWTO加盟が明確化した2006年以降ベトナムの銀行の多くは規模の成長と経済活動への浸透のみならず、ガバナンス構造の変化、2008年前後の金融資本市場の混乱への対応や、多様な金融関連業務を含む「金融コングロマリット化」をも経験している。こうした動きによって銀行業界全体が近代化に向かっていると評価できよう。

(1) 急速に金融深化を実現したベトナム

ベトナムの銀行業界は、2008年10月末時点で約1669兆ドンの資産を保有している (IMF [2009])。これは、絶対額としては、日本円に換算すると約9兆円⁽²⁾にすぎないが、ベトナムのGDP (2007年で1144兆ドン⁽³⁾) との対比にお

図3 ベトナムおよびタイ・マレーシアにおける銀行業界の深化と成長率の比較



(出所) IMF International Financial Statistics (February 2009) 掲載データをもとに筆者作成。

いては146%に達している(図3)。2007年のいくつかのASEAN先進工業国における実績と比較してみると、マレーシアの銀行業界資産残高はGDPの179%、タイの銀行業界資産残高のGDP比は約142%である¹⁴⁾。業界の絶対規模は小さいが、経済規模対比では、タイやマレーシアと比較して同等の水準にまで金融深化の度合いは高まっているといえる。他方資産規模の成長率を見ると、2002年から2007年にかけての5年間の年平均伸び率はベトナムで33%、マレーシアで10%、タイでは7%となっていることから、ベトナムの銀行業界は、マレーシアやタイと比較してもきわめて高い成長を遂げてきたことがわかる。なお、2008年に入ってから、ベトナムにおける銀行業界の成長がやや減速しており、2007年末から2008年10月末までの10カ月間の資産の伸びは18%にとどまっている。

このような金融の深化をもたらした要因のひとつは、各銀行が顧客接点である支店およびATMを急速に増加させたことである(表1)。支店およびATMは、とくに個人顧客にとって銀行を利用する際に最大の接点となる場

表1 銀行業界のチャネル数推移

年	2003	2004	2005	2006	2007	2008 (e)
支店数	3,249	4,116	4,751	5,363	5,845	6,137
ATM 数	450	980	1,718	2,376	4,500	6,000

(出所) Asian Banker Research, *The Asian Banker Databook 2008/09*。

(注) 支店には出張所を含む。2008年については推計値。

所であり、銀行のリテール市場における競争力のひとつの決め手となる要素である。支店が要所に所在することで、口座開設や定期預金取引そのほかの取引を日常的に行いやすくなる。また、あらゆる決済において現金での支払が一般的なベトナムにあっては、ATM で容易に現金を引き出せることは重要である。また、ATM 数が急増し、利便性が高まっているからこそ、2008年以降、公務員従給与の銀行振込を制度化することも受け容れられたといってもよい。

(2) ガバナンス構造の変化

ベトナムにおける銀行数は、国有商業銀行5行、政策銀行2行、合資銀行34行、合弁銀行5行である (SBV [2008])。このうち、2000年代後半に、国有商業銀行の株式化、一部民間銀行の株式上場ならびに民間銀行における「戦略投資家」の導入とそれとともなう経営改革とが進展し、多くの銀行におけるガバナンス構造が大きく変化しつつある。

まず、2006年に大手民間銀行の一角を占める Sacombank がホーチミン証券取引所へ、ACB がハノイ証券取引センターへ、それぞれ上場を果たした。国有商業銀行の株式化は、当初予定より遅延して2007年にまず Bank for Foreign Trade of Vietnam (通称 Vietcombank) が株式化および株式の公募売り出し (一般にいわれる「IPO」) を果たした (IFC [2008])。さらに2008年12月25日に Vietnam Bank for Industry and Trade (通称 Vietinbank) が同様に株式化と株式の公募売り出しを果たした (ただし、いずれの国有銀行も株式上場については2008年末時点において実現していない¹⁵⁾)。さらに、2008年末までに民間

表2 国内銀行に対する外国銀行「戦略投資家」決定状況（2008年12月時点）

国内銀行（英語表記名）	通称	戦略投資家となった外国銀行	外国銀行の持株比率（%）
Orient Commercial Joint Stock Bank	Oricombank	BNP Paribas	10
Vietnam Technological and Commercial Joint Stock Bank	Techcombank	HSBC	15
Phuong Nam Joint Stock Commercial Bank	Southern Bank	UOB	10
Asia Commercial Joint Stock Bank	ACB	Standard Chartered Bank	15
Vietnam Commercial Joint Stock Bank for Private Enterprises	VPBank	OCBC	10
Hanoi Building Commercial Joint Stock Bank	Habubank	Deutsche Bank	10
Vietnam Export Import Commercial Joint Stock Bank	Eximbank	三井住友銀行	15
Saigon Thuong Tin Commercial Joint Stock Bank	Sacombank	ANZ	10
Southeast Asian Joint Stock Commercial Bank	SEABank	Societe Generale	15
An Binh Bank	ABBank	May bank	15

（出所） Fitch [2008], 各社資料, 報道などから筆者作成。

銀行のいくつかは、アジア新興国に力を入れている外国金融機関と戦略的提携関係を結び、戦略投資家として出資も受け入れている（表2）。

株式化および株式の公募売り出しを行った国有銀行では、企業法にもとづくガバナンス構造を採用することに加えて、部分的にせよ社外民間株主を受け入れたことから、今後は社外を含めた株主による経営監視機能が働き始めることになる。上場した民間銀行は当然ながら一般株主からの利益向上や情報開示などの明示的ないしは暗黙の圧力を受ける。外国銀行を戦略投資家として受け入れた民間銀行は、さらに直接的な圧力と支援とを当該外国銀行か

ら受けることになる。このように、ガバナンス構造がより外部株主からの監視を高める方向に向かうことは、財務の透明化や適正な人材の登用などを通してこれら銀行の経営近代化を促す。

(3) 2008年中の金融資本市場の混乱と対応

2008年前後にベトナム金融資本市場は、国内外の要因によって大きな混乱を経験した。その混乱は、金融資本市場の過熱→SBVによる金融引き締め策導入→世界的金融危機表面化・拡大→ベトナム金融資本市場危機の懸念発生→SBVによる金融緩和策への政策転換、といった経路を辿り、2009年初頭にはおおむね落ち着きを取り戻しているかに見える。

発端は、2007年初頭までのベトナム株式市場の過熱にあった。ベトナムの株式市場の動向を示すVNインデックスは2005年末から2007年2月末の間に281%の上昇を記録した⁽¹⁶⁾。報道によると、とくにIMFの在ベトナム代表から株式市場の過熱を指摘されたことなどを受けて⁽¹⁷⁾、SBVは、2007年5月28日付規則(03/2007/CT-NHNN)により、「金融機関による証券融資などの上限は各金融機関の総与信残高の3%」と定めた。しかし、この規則に対して、銀行は証券融資の圧縮ではなく、総融資残高の増加で対応してしまったことから、結果として銀行業界の総資産の急増につながったと指摘されている⁽¹⁸⁾。そこで、SBVは2008年2月1日付で「証券投資および売買における融資の提供または有価証券の割引に関する決定」(Decision No. 03/2008/QD-NHNN)を制定し、証券投資および売買を目的に金融機関が提供できる融資または有価証券割引の残高は、各金融機関の資本金の20%を上限とした⁽¹⁹⁾。さらに、SBVはインフレ抑制を最重要課題とした政府の方針を受けて、2008年に入ってから9月までに基準金利などを3回にわたって引き上げ、2008年9月時点ではベース・レートが14%、それにもとづく貸付金利の上限(ベース・レートの1.5倍と定められている)が21%という高金利に達した。このような状況下、2008年上半期の貸付けは伸び悩んだ(表3)。

その後、2008年9月14日にアメリカの大手証券会社であるリーマン・ブラ

表3 銀行業界の与信規模推移

(単位：兆ドン)

銀行業界 (Banking Institutions)	2007年 12月	2008年 1月	2008年 2月	2008年 3月	2008年 4月	2008年 5月	2008年 6月
準備金	94.1	85.6	160.3	101.0	124.2	99.4	110.6
対政府信用	109.3	106.6	99.3	98.7	98.2	98.6	100.0
対経済信用	1,067.7	1,135.2	1,161.3	1,205.0	1,249.9	1,262.4	1,262.5
外国資産	80.3	71.3	57.7	65.4	54.5	81.8	107.7

(出所) IMF [2008] より抜粋。

ザーズが破綻したのを契機に、世界的な金融危機の懸念が表面化した。2008年8月までは金利引き上げなどの金融引き締め策をとっていたSBVは、2008年10月には「予想外」(和泉 [2008a]) の利下げに踏み切り、金融緩和策へと方向転換した。SBVはその後も継続して金利を引き下げるなど、金融緩和策を持続したことから、2009年4月に至るまで、ベトナム銀行業界は金融危機には陥っていない。

他方、2008年初頭から夏にかけての金融引き締め期間中、銀行間での取引市場(いわゆる「インターバンク市場」)が活発化した。SBVが引き締め策をとったために、一時的資金調達が必要となった銀行は、これまで頼っていたSBVからの借入が困難となり、ほかの商業銀行を相手方として有価証券を担保として提供する代わりに資金供与を受ける「レポ取引」を行う必要が生じたためである(NRI [2009])。ベトナムにおけるレポ取引は、原始的な方法によるレポ取引であり、先進国における安全な仕組みによるレポ取引に近づけるためには課題も多い(NRI [2009])。とはいえ、レポ取引の増加、しかも中央銀行と商業銀行とのレポ取引ではなく商業銀行間でのレポ取引が増えてきたという事実は、銀行業界の近代化を示す現象のひとつである。

(4) 金融コングロマリット化

筆者が調査を行った2008年時点で、ベトナムの大手金融機関は、金融関連業の範囲で多角化を進めて金融コングロマリットとなることをめざしていた。

表4 金融機関の兼業範囲（金融機関法に規定されている範囲）

条	概要
69条	他の金融機関ないしは企業への株式投資
70条	国内のマナーマーケットへの参画
71条	外為業務および金取扱業務への参入
72条	信託業務および代理業務への参入
73条	不動産業務への参入
74条	保険子会社の設立
75条	金融ないし財務コンサルティングサービスの提供
76条	その他バンキングに関する業務（貴金属・有価証券などの預託，貸金庫，質の設定，など）

（出所） 金融機関法（英訳）を参照して著者作成。

（注） SBVの追加認可を要する場合を含む。また、関連法規がある場合はその範囲に限る。

金融機関の中でもとくに銀行は金融コングロマリット化の中心となっている。なお、日本では銀行によるほかの事業への参入が厳しく制限されているが、ベトナムの金融機関法では銀行などが子会社を設立することで参入できる業務の範囲が日本と比べれば広く列挙されている（表4）。

表5に示したとおり、四大国有銀行と二大民間銀行はそれぞれ、証券子会社とリース子会社とを保有している。一方、国有保険会社グループであるBao Vietは証券子会社を保有するほか、2009年初頭に銀行子会社を設立した。

一般には、金融コングロマリット化は、銀行の経営近代化にともなう必然的な動きである。金融機関のコングロマリット化については、アメリカおよび日本では議論があったものの²⁰⁾、欧州では、銀行業務と証券業務の兼営は議論の俎上に載るまでもなく認められている。日本の銀行監督規制体系は、第二次大戦後、アメリカの影響を強く受けたことから、銀行が証券業を含めた他の金融関連サービスを営むことを否定してきた。しかし、1980年代以降、子会社を通しての証券業務への参入が漸次解禁されたほか、銀行本体による場合についても投資信託販売など一部の証券業務が可能となった²¹⁾。さらに2000年代に入ってから銀行による保険の販売も可能となったのに加えて、金融持株会社を通して保険会社などをグループ化することも可能となった。他方、欧州では、もともと銀行による証券業務の兼営が可能のため、金融コ

表5 主な金融コングロマリットの例

グループ 代表企業名	金融 持株会社	銀行	証券	リース	証券 運用	生命 保険	損害 保険	他のおもな連結子会社
Agribank		◎	○	○			△	宝飾店, 印刷, 旅行代理店, など
BIDV		◎	○	○	○		○	合弁銀行, 不良債権管理会社, 不動産
VietInBank		◎	○	○			△	不良債権管理会社, 不動産
Vietcombank		◎	○	○				不良債権管理会社, 不動産管 理会社
ACB		◎	○	○				不良債権管理会社
Sacombank		◎	○	○	△			不良債権管理会社, 送金会社
BaoViet	◎	○	○		○	○	○	プライベートエクイティファ ンド, 不動産, など

凡例：◎ グループ親会社, ○ 連結子会社, △ 非連結出資対象
(出所) 各社資料より著者作成。

ングロマリットという用語は、金融機関が銀行業務か証券業務のいずれかと保険業務とを営む場合についてのみ当てはめられる²²⁾。また、アメリカでは、1933年に成立したグラス・スティーガル法などにより、本体および子会社などを通じた銀行と証券の相互参入が禁止されていたほか、保険業務についても、銀行本体や子会社などによる取扱いが原則として禁止されてきた。これに対し、1970年代後半より、銀行の収益機会拡大などをめざして法令の柔軟な解釈により銀行の新規業務参入を認めてきたうえに、1999年に金融制度改革法（グラム・リーチ・ブライリー法）が成立し、金融持株会社などによる銀行・証券・保険の相互参入が可能となっている（日本銀行 [2005]）。

このように先進国では概して金融機関のコングロマリット化が法的に認められ、かつ実際に進展している。したがって、ベトナムの銀行が金融コングロマリット化に向かうことも、その経営近代化の過程において必然的に起こる事象のひとつと考えられる。

第2節 銀行業界内の二分化

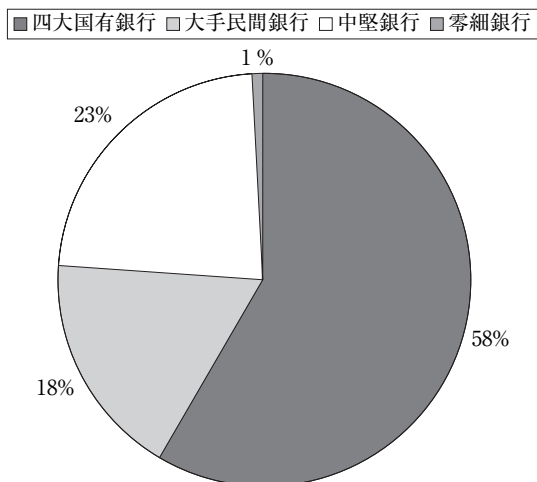
1. 銀行の二分化が進展している可能性

前節で見たとおり、ベトナム銀行業界では、2000年代の後半に入って、規模的な成長に加え、各銀行のガバナンス構造の変化や、金融資本市場の波乱への対応、金融コングロマリット化など多面的に近代化が進められてきた。加えて、WTO加盟後5年以内に実現しなければならないとされた外資系に対する市場開放が進行しつつある。すでに、2007年WTO加盟前後、外国銀行の支店開設や100%国内現地法人設立の免許申請が相次ぎ、一部の外国銀行支店がリテール事業を開始したのに加えて、2009年1月にはベトナム初の外資100%出資による外資系銀行が開業するなど、銀行業界において外資系銀行と国内系銀行との競争が激化している。

競争激化が進めば、敗退する企業が出てくるのが市場原理である。たとえば、ハノイやホーチミンの市中を視察しても、店舗やATMを積極的に増やしている銀行が目立つ一方で、そのような動きが観察されない銀行も若干存在することに気づく。SBV副総裁の演説（SBV [2003]）などからは、力がない国内系銀行が強い国内系銀行に買収されるなどの形で淘汰されていくことを、SBVとしても予想していた様子がかがえる。また、2007年および2008年に筆者が国内銀行を訪問した際も、「銀行業界ではこれから生き残れない銀行が出てくる」といった声何人かの銀行幹部から聞かれた。

さらに、政府が制定した最低資本金の漸次引き上げ規則²³に対応するために必要な増資が2008年末までに間に合わないのではないかと危惧される銀行も出た（*Viet Nam News*, November 11, 2008）。ベトナム国内銀行の総資産の分布（Reuters [2008] より作成）を見ると、4行しかない四大国有銀行が商業銀行全体の総資産の6割のシェアを有しているのに次いで、5つの大手民間銀行が2割近いシェアを有していることがわかる²⁴。他方、10行ある零細銀

図4 ベトナム国内商業銀行の総資産の分布



(出所) Reuters 報道 (各銀行の総資産・総資本), Fitch [2008] (銀行の分類) をもとに筆者作成。

行の総資産は全体の1%にすぎないうえ、これら10の零細銀行のいずれにおいても資本金額が1兆ドンに達していない。政府は銀行の最低資本金を2008年末までに1兆ドン(約54億円)、2010年末までに3兆ドン(約195億円)まで引き上げることとしているが²⁵⁾、これら零細銀行10行が2008年末の基準を達成しえるかどうか懸念されていた²⁶⁾。

それでは、実際にベトナム銀行業界において、外資系と競合しつつ存続し得る銀行は存在するのか、また、淘汰されそうな銀行は存在するのか、本節ではその検証を試みる。

2. 既存調査の確認

ベトナムにおける銀行間の差を具体的に示した資料としては、格付機関 Fitch のもの (Fitch [2008]) や世界銀行グループのもの (IFC [2008]) などが存在する。以下、本節では Fitch [2008] および IFC [2008] において述べ

られている銀行間の差について要約する。

(1) 銀行業界の分類

Fitch [2008] および IFC [2008] は、銀行業界を、国有商業銀行（四大国有銀行および Mekong Delta Housing Development Bank）と民間銀行とに分類し、民間銀行については、さらに36行を大手銀行（5行）、中堅銀行（19行）、小銀行（12行）に分類している。

(2) 健全性の比較

銀行経営においては、信用不安などの理由によって預金が流出したり、貸付けないし資産運用によって過大な損失を被ったりしたために、流動性の不足に陥ることを避けなければならない。Fitch [2008] は、2008年上期における高インフレを抑制するためにとられた金融引き締め政策とその結果による不動産価格の下落とによって、流動性不足に陥る銀行が現れるのではないかとという一般的に抱かれていた懸念に対して、いくつかの銀行を分析することで応えている。その結果、四大国有銀行については、預金獲得力などを背景に、流動性不足の懸念はないとしている。また、民間銀行の中でも、大手銀行5行については、流動性懸念はないとしている。他方、中堅以下の銀行の一部には流動性確保に問題が生じる可能性もあり、その状況が続けば、最終的にはより大きな銀行に統合される必要があるのではないかと述べている。他方、IFC [2008] は、資本適正比率（capital adequacy ratio、自己資本比率同様の考え方）および不良債権比率を見る限りにおいては、「主要な銀行」（国有銀行と主要民間銀行）の健全性は高いとしている。

(3) 競争力の比較

IFC [2008] は、ベトナムの民間銀行が、15年ほどの短い歴史にもかかわらず、ダイナミックかつ斬新な精神を持って国有銀行および外国銀行支店に競争を仕掛けていく状況を示している。たとえば、新商品サービスの提供や

ITシステムの導入などの先進的取り組みをしている銀行が存在している点や、おおむね国有銀行よりも民間銀行の方が人材にも恵まれている点を指摘している。しかし、具体的にどの銀行がどのような取り組みを行っているかという点について、網羅的に明記しているわけではない。一方 Fitch [2008] は、財務的側面の分析にとどまり、具体的なオペレーションや経営資源などについての分析は示していない。

これらの資料では、少なくとも大手国有銀行と大手民間銀行については短期間に健全性に問題があるとの見方はされていない。一方で、中堅以下の民間銀行については流動性不足の可能性があるとの指摘も一部でなされている。それにもかかわらず、中堅以下の民間銀行について、収益性などを個別に分析した結果を示す既存資料は見当たらない。そこで、次節では、中堅以下の民間銀行を含めて、既存の銀行をいくつか選定し、入手できた情報の範囲で収益性や経営改革への取り組みなどを比較する。

3. 国内銀行のビジネスモデル比較

(1) 調査対象とした銀行

本章において調査対象とした銀行は、18行である。国有商業銀行については5行中4行を対象とした。また、民間銀行については、資産規模において上位および中下位の銀行の中で年次報告書やヒアリングなどでの情報入手が可能な銀行を中心に14行を選定した。とくに、財務内容や事業戦略上の違いを調べる目的から、あえて中下位の資産規模に該当する民間銀行をいくつか選定している。なお、本節に掲載する内容については、一部、個別のヒアリングによって得た情報を含んでいるため、個別銀行名を示すことなく、通し番号で示す。

(2) 比較要素

ここで用いた比較要素には、財務指標や規模を示す定量的な要素に加えて、

銀行間の比較が可能な範囲で定性的な要素（たとえば顧客基盤、外国戦略投資家の有無、など）も含めた。というのも、定量的な比較要素（たとえば拠点数、収益性、など）は各銀行のこれまでの成果を示すという点において有効だが、各銀行の今後について考察するためには必ずしも十分ではないからである。そこで、各銀行経営陣の戦略的な意図や取り組みを示すと考えられる定性的な点をいくつか取り上げて比較要素とした。以下、各要素について説明する。

①経営資源

経営資源を示す要素として「顧客基盤」、「創業・経営陣の銀行業務経験の有無」、「拠点数」、「従業員数」と、2008年12月時点での「外国戦略投資家の有無」を取り上げた。銀行業務の原点は、多数の顧客から集めた預金を用いて、多数の顧客に貸付けを実行し、その利鞘を得ることにある。貸付け資産全体としてのリスクを管理するためには、リスク分散が可能な程度に顧客数が多く、かつ、顧客の属性が多様である必要がある。預金についても安定的な資金源とするためには多数かつ属性の異なる顧客から預金を集める必要がある。したがって、安定的に取引を継続できる顧客の確保、つまり「顧客基盤」の存在が欠かせない。たとえば国有商業銀行の場合には、政策および歴史的背景によって国有企業が安定した顧客として顧客基盤となっている。新たに設立された民間商業銀行の中には、製造業などを営む事業者が、銀行の創業者ないし株主となることで、自ら設立した銀行の顧客となり、なおかつ取引先などをも顧客に取り込むような形で顧客基盤を組成している例もある。

創業者や経営陣の銀行業務経験については開示資料ないしヒアリングなどで判明した範囲で示している。創業・経営陣の銀行業務経験の有無を確認したのは、先進国における銀行創業免許条件のひとつに銀行経営者の資質および経験を掲げる国が多いことに拠る。先進国で免許取得時の要件としているのは、銀行経営には経験者のノウハウが必須と考えられているからである。

拠点数および従業員数（可能な限り2007年12月末時点での値を参照）は銀行業界の比較において一般に用いられる要素である。

戦略投資家は、ベトナムの規則によって、出資のみならず銀行業務の運営そのものを支援することが義務づけられていることから、その存在が戦略投資家を受け入れた銀行に与える影響が大きい。とくに経営に優れた先進の外国銀行を戦略投資家として受け入れることができたいくつかの国内銀行は、すでに経営改革を進めつつあり、それができなかった銀行との差がやがて顕著に表れることが予想される。

なお、各要素について「存在しない」ことを確認できた例は少ないうえに「存在しない」ことの実証は困難なため、確認不能なものを含めて「不明」と示している。この点は他の要素についても同様である。

②リテール事業展開状況

次に、新しい事業領域への取り組み状況を知るための材料として、リテール事業、とくに個人向け商品サービスの展開状況を比較する。ベトナムの多くの銀行が、個人（および中小企業）向け事業を、新規に取り組むべき課題として認識している。多数の個人を対象にした預金の確保や小口の決済サービスの提供、保険の販売などは、継続的かつ安定的な収益源となる²⁷⁾ことから、多くの銀行が戦略的に重要な領域と位置づけるのは自然なことである²⁸⁾。個人向け預金の提供はすべての銀行が行っていることから差別化要素としては考えにくいことから、ここでは「ATMカード」提供の有無、「クレジット/デビットカード」提供の有無、「個人向けローン」提供の有無、「保険の販売」有無について、各銀行の状況を可能な範囲で示した。

③リスク管理

銀行業務の原点は「預金を集めて貸付けを行う」ことにあるが、貸付けには常に貸し付けた資金が戻ってこないというリスク（一般に「信用リスク」という）がともなう。そのため、銀行経営において信用リスクの管理（貸付け実行前の審査、貸付け実行後の資産の査定など）は不可欠である。とくに貸付けを行う部署とは独立した部署がリスク管理を行うことで貸付けについての牽制機能が働き、より厳格な管理が可能となる。さらには、個別の貸付先の審査にとどまらず、銀行全体としてどのような貸付先にどの程度のリスク

を負っているか、また資産と負債の流動性などについて整合がとれているか（資産と負債の関係についての管理を一般にALM²⁹⁾という）、などを総合的に判断するための機能が必要となる。

個別の銀行について、どの程度リスク管理に取り組んでいるかを知ることが容易ではないが、本章では、各銀行においてリスク管理部署が独立して設置されているか否かということ、各銀行のリスク管理に対する取り組みを示す比較要素とした。

加えて、財務諸表の監査を、国際的に営業している大手外資系監査法人（のベトナム国内事務所）が行っているか、それとも国内監査法人ないし会計監査人による監査を受けているか、も比較要素とした。これは、銀行の財務諸表の確からしさを知るうえでもひとつの目安となる。

最後に、銀行の財務的健全性を見るうえで基本的な指標である自己資本比率についても比較した³⁰⁾。

④収益性

18行中、財務諸表（すべて連結財務諸表）が入手できた17行³¹⁾については利益の成長性と資産の効率性を比較した（2行については2006年の年報を使用、ほかは2007年の年報を使用）。

次に、資産の効率性指標としてROA（return on assets, 総資産利益率）およびROE（return on equity, 株主資本利益率）を用いた。これらはいずれも一般的に銀行を含む企業の資産および資本の効率性を示す指標として用いられるものである。

⑤利益の内容

財務諸表に脚注などが付されていてその詳細が判明する銀行については、利益の内容を分析要素とした。そのひとつめは、「外貨および金のディーリング損益」、「取引勘定有価証券の売買損益」、「投資有価証券の処分損益」に該当する損益の合計が当期純利益に占める比率である。本章ではこれらの損益を「ディーリング関連損益」と称する。もうひとつの分析要素は、顧客金利収益のうち他の金融機関からの金利収益が占める比率である。

ディーリング関連損益に表されるような資産の売買から上がる利益が当期純利益に占める比率が高いということは、それだけ市場における資産価格の動向や、銀行における資産売買担当者の能力などが、銀行の利益（ないし損失）を大きく左右することを意味している。とくに、ディーリングの方法によっては短期間に巨額の損失を発生させ、極端な例としては当該銀行を破綻に陥らせる事態を招くこともある³²。したがって、銀行経営陣が利益の源泉をディーリングに求めるようになることは、銀行経営の健全性ないし持続性確保という観点からは望ましくないといえる。

2つめの分析要素である他の金融機関からの金利収益というのは、銀行などの間の資金の貸し借り（「インターバンク市場での取引」といわれる）によって発生するものである。この金利収益は、他の金融機関の財務状況などによって左右されるものであるため、これも安定的な収益基盤であるとは言い難い。とはいえ、預金や社債発行などによる資金調達に余力があり、余剰資金を他の金融機関に供給できることは、銀行として強みのひとつであるとの見方もできるため、一概によし悪しを判断するものではない。

比較対象としてマレーシアの Maybank、タイの Bangkok Bank の財務諸表から同様の指標を作成し、両行の指標を大きく上回る銀行（具体的にはディーリング関連損益比率で40%以上、他行貸付け金利収益比率で25%以上の先）に☆印を付与した³³。

(3) 結果

これまでの比較要素を一覧したのが表6である。「規模」とは、Fitch [2008] による分類で「四大国有銀行」および「大手民間銀行」とされている銀行を「大手」とし、それ以外の銀行を「中小」としたものである。

①経営資源

18行のうち、1行の顧客基盤について不明であるが、それ以外の銀行は、何らかの形で一定の既存顧客基盤を有しているとヒアリングで回答ないし開

示資料などで示している。拠点数については、8行がすでに100以上の拠点を有しており、従業員数については、11行が1000人以上の従業員を抱えている。また、外国戦略投資家については、7行が2008年12月までに外国戦略投資家を決定したと公表している。銀行業経験者については、何ら義務づけがないにもかかわらず、多くの銀行で少なくとも1名の経験者が経営陣の一員として在任していた。

こうした状況を見ると、とくに、拠点数・従業員数が少ないうえに、外国戦略投資家の決定もできていない（したがって支援も得られない）銀行は、今後の競争において不利な状況にあるのではないかと考えられる。

②リテール事業展開状況

ATMカードについては、ほとんどの銀行によって提供されていることが判明したが、中には調査時点において提供が確認できていない銀行も若干あった。そのうち1行については、ヒアリングにて「ATMカードはまだ提供していない」と確認された⁹⁴。さらにデビットカードもしくはクレジットカードについては依然として提供できていない銀行が少なからず存在する。また、個人ローンへの取り組みは徐々に広がりつつある一方で、保険の販売については法規上、各銀行が自由に行えるのにもかかわらず、取り組みが確認できない銀行が多数存在した。

③リスク管理

調査では、ほとんどの銀行が独立したリスク管理部門を設置済みであることが判明した。とくに、外国戦略投資家の受入がすでに決まっている銀行はすべて、大手外資系監査法人から財務諸表の監査を受けている。他方、2006年の財務諸表について外資系監査法人の監査を受けておきながら2007年財務諸表の監査人を国内監査法人に変更した銀行や、外資系監査法人に財務諸表を提出しておきながら「情報不足」との指摘により正規の監査報告書を得ることがかなわなかった銀行が存在した。こうした点からも、外資系監査法人の監査を受けている銀行は、少なくとも国内系監査法人による監査よりは、厳

格な監査を受けており、財務の透明性が高く、リスク管理もより徹底されているということが暗示される。

さらに、自己資本比率については、財務諸表の確からしさを信じる限り、8%⁶⁹⁾を超えている銀行がほとんどである。むしろ大手の銀行の中で8%に届かない例が多い。また、④で確認する自己資本比率の低さゆえにROEが高くなっている銀行については、注意が必要である。

④収益性

税引き前利益の成長率については、17行中、12行の成長率が100%以上、ほか4行の成長率が50%以上となった。前節で見たとおり、ベトナム銀行業界が近年急成長してきたことを考えると、貸付けによる利益の成長率がきわめて高いこともありえると考えられる。しかし、利益成長率が高い銀行の中には後に確認するとおりディーリング損益など持続性の低い利益が利益成長要因となっている銀行が少なからず存在する。

ROAについては、18行のうち、財務諸表が入手できた17行はすべて0.5%以上あり、なおかつ4行を除いては、1%以上となっていた。また、ROEについても10%に満たない銀行が1行あるのみで、16行が10%以上を達成しており、その中の4行は20%以上を達成していた。ROEが20%という水準は、マレーシアおよびタイにおける最大規模の銀行、Maybank (15%)、Bangkok Bank (6.1%)と比較しても高い水準である⁶⁹⁾。しかし、ROEが高い銀行の中には、自己資本比率が8%に達しない銀行があることから、銀行として過小資本であるがためにROEが高い結果となっている側面もあることについて留意する必要がある。

⑤利益の内容

ディーリング損益が当期純利益の40%以上を占める銀行が16行中6行存在する。表6には明示していないが、この6行のうち、ディーリング損益が当期純利益の100%を超える銀行がひとつある。すなわち、この銀行は貸付けでは利益を生み出しておらず、為替や有価証券、金などの売買によって利益を生み出しているということになる。比較対象とした財務諸表はすべて連結

表6 銀行間の比較

	①経営資源	②リテール事業展開状況	③リスク管理	④収益性	⑤利益の内容*
銀行規模	創業・経営陣の銀行業務経験の有無 創業・経 拠点 100 人以上 管 理 員 数 1000 人以上 業 務 経 験 有 無 顧客基盤	ATM カード クレジット / デビットカード 個人向けローン 保険の販売	独立したリスク管理部の設置有無 外資系大手監査法人による監査の有無 自己資本比率 8% 以上	利益成長率 50% 以上 ROA0.5% 以上 ROE10% 以上 =○、=○、20% 以上 =◎	ダイレクション 関連損益比率 40% 以上 他行貸出金利 取 益 比 率 25% 以上 ☆
A 大手	国有企業など あり	あり	あり	◎	—
B 大手	国有企業など あり	不明	あり	○	不明
C 大手	国有企業など あり	あり	あり	◎	—
D 大手	株主関連企業など 不明	あり	あり	◎	☆
E 大手	株主関連企業など あり	あり	あり	◎	☆
F 大手	株主関連企業など あり	あり	あり	○	—
G 大手	株主関連企業など あり	あり	あり	◎	—
H 大手	株主関連企業など 不明	あり	あり	◎	☆
I 中小	個人 あり	あり	あり	○	—

J	中小	株主関連 企業など	不明	○	○	あり	あり	あり	あり	○	◎	◎	◎	○	☆	—
K	中小	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	◎	◎	◎	○	—	—
L	中小	株主関連 企業など	不明	○	○	あり	あり	あり	あり	○	◎	◎	◎	○	不明	不明
M	中小	株主関連 企業など	不明	不明	不明	あり	あり	あり	あり	○	◎	◎	◎	○	不明	不明
N	中小	株主関連 企業など	あり	○	○	あり	あり	あり	あり	○	◎	◎	◎	未達	☆	☆
O	中小	株主関連 企業など	不明	○	○	不明	不明	不明	不明	○	○	○	○	○	—	—
P	中小	株主関連 企業など	あり	あり	あり	あり	不明	不明	不明	国内監 査法人	◎	◎	◎	○	—	☆
Q	中小	株主関連 企業など	あり	あり	あり	あり	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
R	中小	株主関連 企業など	あり	不明	不明	不明	不明	不明	不明	国内監 査法人	○	○	◎	○	不明	不明

(出所) 各銀行開示資料およびヒアリングより筆者作成。

(注) * デイリーリーディング関連損益比率で40%以上、他行貸付金利収益比率で25%以上の先に☆印を付した。

財務諸表のため、子会社に証券会社を保有している銀行や、貴金属店を保有している銀行などが含まれることを考えると、どの銀行でも多少のディーリング損益が計上されるとは想定できる。とはいえ、2007年の後半から2008年にかけてベトナム株式市場が大幅に下落した中でこれらの銀行が継続して利益をあげられていたかどうかについては疑問が残る。とくに、上述したディーリング損益が当期利益の源泉となっている銀行は2008年決算で当期利益を確保できていない可能性がある。

他の金融機関からの金利収益については、顧客からの受け取り金利収益の25%以上を占める銀行が13行中5行存在した。筆者のヒアリングの際に、「わが銀行は、現在、貸付け先の選定に慎重であり、受け入れ預金残高に対して一般顧客向け貸付けを4割以下に抑制し、残りはインターバンクでの貸付けに充てている」と、ある銀行の幹部が語っていたが、この銀行同様に、他の金融機関向け貸付けについて積極的な銀行が少なからず存在することがわかる。このことは、裏を返せば、インターバンク市場で資金調達をしなければならない状況にある銀行が存在することを示唆している。たとえば、他の金融機関との金利の授受について財務諸表に脚注で明示していない銀行の中に、インターバンク市場での資金借入れに大きく依存している銀行が存在する可能性も否定できない。

4. 二分化と見られる状況

すべての銀行について明確な色分けができるわけではないが、少なくとも「外資系との競合および共存が可能であろう銀行」と「近いうちに淘汰される可能性のある銀行」との二分化が現れ始めている。すなわち、すでにある程度の経営資源を確保し、リテール事業の展開も着実に進めつつ、リスク管理の手段も整備し始めている銀行（たとえば表6のE、Jなど）が存在する一方で、そのいずれも未着手・未整備ではないかと考えられる銀行（たとえば表6のQ、Rなど）が存在する。E、Jはすでに外国戦略投資家も決定してお

り、リテール事業のおもな商品サービスの提供は開始済みである。自己資本比率も8%に達しているながら、収益性も高い。ただし、利益のうち、ディーリング関連損益比率が高いため、今後ともこの高い収益性を継続できるかについては疑問がわく。E、Jと対照的にQ、Rは外国戦略投資家も決定できておらず、リテール事業の展開においても遅れ気味である。また、Q、Rは拠点数や従業員数でも見劣りし、リスク管理への取り組みも遅れている。

第3節 堅固な銀行業界の形成

1. 一部銀行の淘汰が避けられない要因

ベトナムの経済環境および人口規模などを考えると、筆者が調査を行った2008年時点でのベトナムにおける銀行の数は過多とはいえない。したがって、一般論として考えれば、規模の小さい銀行も含めて既存の銀行中、大多数がベトナムの経済成長およびそれにとまなう金融深化に見合う程度の成長を維持することは不可能ではない。しかし現実には、小規模銀行の成長は今後いっそう困難になるであろう。ベトナムの場合、WTO加盟によって外資系銀行に対する差別的な扱いが不可能となり、2010年末までに外資系銀行も国内系銀行も、ともに、資本金を3兆ドン（約162億円）以上確保することが銀行免許の条件と規定された。この規定によって、小規模な銀行が経済成長に見合った資産および資本金規模の伸びを確保する時間的な猶予がなくなったのである。ちなみに、この最低資本金水準は、日本の銀行法で制定されている水準（最低10億円）ならびに実質的に銀行設立時点で投下される資本金水準（50～200億円など）と比較しても同等程度の規模である。見方によっては、この規定は、外資系銀行と対等に競えるレベルの銀行以外はベトナムには不要という監督当局の意思を示しているかのようでもある。

第1節で述べたとおり、ベトナムでは1988年にモノバンクシステムが廃止

されて以降、はじめてSBVが金融監督当局として商業銀行を監督する立場に就いた。そのため、経験不足から、SBVの銀行監督当局としての能力が不足していた可能性が高い。そうした中で1990年代前半に設立された商業銀行の中には、当初から十分な人材を確保せず明確な経営戦略を描かないままに免許を取得できた銀行が存在していた可能性がある。そのような銀行はベトナム国内市場が外資系銀行に対して閉ざされていた時期においても拠点網の拡大や商品サービス拡充などに投資を行ってこなかったうえ、外国銀行や国際機関などによる経営指導を受けるといった経営努力も十分に行ってこなかったと考えられる。その結果、ベトナムによるWTO加盟および銀行業界の対外市場開放が明確になった時点において、他の民間銀行と比較して拠点数や人員数も小さく、顧客基盤などの点でも競争優位性が明確でないため、結果的に戦略投資家を得ることもできず、ますます厳しい環境下に追いやられていると考えられる。

最低資本金基準の3兆ドンという金額を、ベトナム国内資本だけで資金を集めて達成するのは容易ではない。しかも外国銀行による出資比率（持ち株比率）には30%という上限が設けられていることから、外国銀行にとってもベトナム市場における営業拠点網や顧客基盤など、投資するうえでのメリットが明確でない限り出資する意義が薄い。したがって、2008年時点で経営上の強みが明確になっていない銀行は、経営資源がベトナム銀行業界において相対的に劣ると見なされ、今後、2010年末までに必要とされる資本金引き上げが一段と困難となることが予想される。その結果、他の銀行との統合などにより、市場からの撤退を余儀なくされる銀行が数行出てくるのではないかと予想される。

2. 堅固な銀行業界の実現に向けた観測

前節で確認したとおり、ベトナムでは、2008年時点ですでに多くの国内系銀行が経営の近代化を進めつつある一方で、力のない銀行は淘汰されつつあ

る。加えて、2009年1月以降新たに参入してきた外資系銀行は、豊富な資本および経営実績を生かして外国銀行支店時代以上に幅広い銀行業務を営む方向性が明らかになっている。つまり、ベトナム銀行業界は、より強化された国内系銀行と選りすぐられた外資系銀行とが競争しつつ共存する堅固な業界へと変容しつつある。この状況は日本経済の発展段階では見られなかったが、ベトナム銀行業界の発展、ひいてはベトナム経済の発展を支える銀行業界の醸成という視点に立つと、望ましい方向に向かっていると筆者は考える。

ベトナムのみならず、どの国の銀行業界でも、参入および撤退に関して金融監督当局による規制と監督がはたらいっている。なぜならば、銀行の破綻は、状況次第で金融システム全体の危機を招く恐れがあるため、安易な参入を予防することで銀行の破綻を抑制する必要があるからである。加えて、とくに一国経済の発展段階の初期においては、外資系銀行を介して国内資本を安易に海外へ流出させてしまうことを政府が危惧する結果、外資系銀行の参入が規制される場合がある。日本における政策は両者の極端な例であった。すなわち、日本では、いわゆる「護送船団方式⁵⁷⁾」として大手銀行から地方銀行、相互銀行（後の第二地方銀行）に至るまで100以上もの銀行が監督当局の庇護の下で戦後数十年間ほぼ数を減らすこともなく営業してきたのに加えて、外資系銀行による法人設立を通しての本格的な参入は事実上阻止されてきた⁵⁸⁾。2008年に至るまで日本における外資系銀行の地位はきわめて限定的であり、外資系銀行のほとんどが「外国銀行支店」としてホールセール中心の営業を行うにとどまっている。日本法人を設立したのは、シティバンク銀行のみである（2009年4月現在⁵⁹⁾。そのような、国内資本系銀行を保護する環境が維持されてきた結果、適正な競争環境が形成されず、高度経済成長の終焉とともに銀行過剰状態に陥った。さらに2008年に至っても日本の最大級の銀行でさえもその国際競争力は欧米諸国の大手銀行と比較するとはるかに劣っている。

他方、ベトナムより経済成長が進展しているタイおよびマレーシアでは、すでに外資系銀行（外国銀行支店を含む）が銀行業界10位以内にリストアッ

表7 タイおよびマレーシアにおける銀行順位（資産残高順）

	タイ	資産残高シェア (2008年末時)	マレーシア	資産残高シェア (2008年6月末時)
1	Bangkok Bank	16.6%	Malayan Banking (Maybank) Group	22.0%
2	Krung Thai Bank	13.2%	Bumiputra-Com- merce Holding Group	15.6%
3	Kasikornbank	13.0%	Public Banking Group	15.1%
4	Siam Commercial Bank	12.3%	RHB Capital Group	8.5%
5	Bank of Ayudhya	7.4%	AmBank Group	6.8%
6	TMB Bank	6.0%	Hong Leong Group	6.3%
7	Siam City Bank	4.1%	HSBC (UK) *	4.4%
8	Thanachart Bank	3.7%	Standard Chartered (UK) *	3.8%
9	Standard Chartered Bank (UK) *	2.9%	Oversea-Chinese Banking Group (Sin- gapore) *	3.8%
10	Bank of Tokyo-Mit- subishi UFJ (Japan) *	2.5%	EON Capital Group	3.4%

(出所) EIU [2008c] および EIU [2009] 掲載データより著者作成。

(注) * 外国銀行支店ないし外資系銀行。

プされている（表7）。こうした競争環境に晒されているからか、タイやマレーシア国内の大手銀行は、すでにアジア域内での海外進出に積極的であり、たとえばマレーシアの Maybank は、ベトナム国内銀行への戦略投資家としての出資も表明している。

ベトナムの各銀行は、WTO 加盟を契機に厳しい競争に晒されることになったが、このことは、各銀行が国際競争力を早期につける機会を得たということでもある。近い将来、ベトナム銀行業界順位（表8）に、HSBC（2009年1月にベトナム法人を設立）や Standard Chartered（2009年夏にベトナム法人としての開業予定）が名を連ねるようになっても不思議ではない。他方で国内系民間銀行の多くは経営改革に取り組んでおり、その中にはシェアを拡大

表8 ベトナム国内銀行順位（資産残高，2007年末時点）

	国内銀行名（通称）	資産残高シェア
1	Bank for Agriculture and Rural Dev't (Agribank)	19.8%
2	Bank for Investment and Development (BIDV)	13.7%
3	Bank for Foreign Trade (Vietcombank)	13.1%
4	Vietnam Bank for Industry and Trade (VietIn Bank)	11.5%
5	Asia Commercial Bank (ACB)	5.8%
6	Saigon Thuong Tin Bank (Sacombank)	5.1%
7	Technological & Commercial Bank (Techcombank)	2.7%
8	Vietnam International Bank (VIB Bank)	2.6%
9	Export Import Bank (Eximbank)	2.3%
10	Military Bank	2.1%

（出所） Reuters [2008] 掲載データより著者作成。

し業界内順位を上げていく銀行もあるだろう。

今後は、国内系銀行と外資系銀行とが同じ土俵のうえで競い合い、顧客に対してより効率的な預金・融資条件や、より便利なサービスを提供していくことになる。これは、2008年時点の日本では実現していない状況である⁴⁰⁾。経済成長の初期の段階で国内銀行が競争をくり広げるということは、競争力強化という観点からは肯定的にとらえるべきである。超長期的には、ベトナム銀行業界の中から、日本の銀行を凌駕する国際競争力をつけた銀行が現れる可能性も否定できない。

おわりに

ベトナム銀行業界が成長した背景には、2007年から2008年前半までのバブル経済の影響もあった。ただし、日本における1985年以降のバブルの形成とその崩壊とは本質的に環境が異なるため、ベトナムの銀行業界が日本の1990年代のバブル崩壊後のような様相となるとは考えにくい。日本のバブル形成には、高度成長の終焉により民間投資が大幅に減少したことが大きく関与している⁴¹⁾。そのため、バブル崩壊から銀行業界が立ち直って以降も依然とし

て経済は低成長下にある⁴²⁾。これに対して、ベトナム経済は依然として6～8%の高い成長を続けることが期待されており(ADB [2008 b])、民間投資需要は依然として旺盛であり、たとえば日本でいえば池尾 [2006] でいうところの「高度成長期経済システムが真正に成立していた時期」と同様の状況にあるとあってよい。したがって、ベトナム銀行業界が仮に2009年にバブル崩壊の痛手によって停滞したとしても、日本で1965年に発生した証券不況のように、1～2年の短期間で回復することは可能であろう。

SBVは、2008年時点では、既存銀行の清算などは想定しておらず、健全性が不十分な銀行には他の銀行への統合などを勧めることを検討しているとされる⁴³⁾。もし銀行の再編統合が実現すれば、銀行業界の集約が進展し、業界全体の経営効率性はさらに高まると予想される。

2009年初頭には、外資100%銀行が開業し始め、ベトナム銀行業界は本格的な競争の時代を迎えた。SBVが健全性の維持向上を懸念している銀行をどう取り扱うかという点には注意を要するものの、弱体化した銀行を混乱なく統合再編させられるようであれば、銀行業界全体の不信感につながることは想定しにくい⁴⁴⁾。むしろ、競争力がない銀行の淘汰によって、銀行業界全体が一段と効率化するとともに強化されるはずである。

[注] _____

- (1) 本章においては、「外資系銀行」とは、設立根拠法を問わず株式の半数以上が外国人に所有されている銀行、「国内系銀行」とは、設立根拠法を問わず株式の過半数がベトナム人に所有されている銀行を指す。また、「国内銀行」とはベトナム金融機関法によって設立された銀行を、「外国銀行」とはベトナム以外の国の銀行法などによって設立された銀行を指す。
- (2) 「金融深化」とは、たとえば経済成長にともない、経済活動における金融手段の利用度合いが高まることを示す。一般に、金融が深化すれば、経済活動の効率性が高まると考えられる。用法の例としては、竹内 [2005]などを参照。
- (3) 監督当局であるベトナム国家銀行(SBV)によると、“Monthly Information on Banking Activities (February 2009)” (March 5, 2009 <http://www.sbv.gov.vn/en/home/tinHDNH.jsp?tin=447> 2009年4月28日アクセス)にて「現時点に

において3商業銀行のみが資本金を1兆ドンに引き上げる過程にある」と記しているが、その翌月の報告である“Monthly Information on Banking Activities (March 2009)” (April 28, 2009 <http://www.sbv.gov.vn/en/home/tinHDNH.jsp?tin=508> 2009年4月28日アクセス)では銀行の資本金引き上げに関しては何ら記述がなされていない。

- (4) 英語でいうところの *equitization* を指す。金融資本市場においては通常「株式会社化」といわれているが、序章でも説明されているとおり、本章ではJETROアジア経済研究所によるほかの刊行物と用語を統一するため「株式化」という表現を用いる。
- (5) <http://www.sbv.gov.vn/en/home/htNHTMCPdthi.jsp> (2009年4月30日アクセス)
- (6) 竹内 [2005: 50] による「銀行・金融合作社・ファイナンスカンパニー法」と同じ。
- (7) 竹内 [2005] を参照。
- (8) 竹内 [2005] による「信用機関法」と同じ、*Law on Credit Institutions* を指す。
- (9) 竹内 [2005] も指摘しているとおり、国家銀行法(1997年制定、2003年改定)では、SBVの中央銀行としての独立性は確保されていない。2008年には、「中央銀行としての独立性」を織り込んだ国家銀行法改定案が起草され、国会に提出される見込みであったが、見送られた。
- (10) 農業・農村開発銀行(通称Agribank)、ベトナム投資開発銀行(通称BIDV)、ベトナム外国貿易銀行(通称Vietcombank)、ベトナム工商銀行(通称Techcombank)を総称している。
- (11) Fitch [2008]
- (12) 1円=185ドンで換算。以下、同様。
- (13) IMF [2009], ADB [2008 a] を参照。
- (14) EIU [2008 a, 2008 b, 2008 c, 2008 d] を参照。
- (15) ベトナムでは、国有企業のIPOと上場とが直結しておらず、「IPO」したにもかかわらず上場を果たしていない(旧)国有企業が多数存在する。国有商業銀行であるVietcombankはIPOを果たした後、ホーチミン証券取引所への上場を認めるSBV方針が2009年1月に出されたが、同年2月19日現在、未上場である。
- (16) IMF [2007a]
- (17) “IMF Chief rep: stock market needs gradual adjustment” VietNamNet Bridge (March 2, 2007 <http://english.vietnamnet.vn/biz/2007/03/668808/> 2009年1月5日アクセス)
- (18) たとえば *Viet Nam News* (January 30, 2008)などを参照。
- (19) SBVウェブサイト (http://www.sbv.gov.vn/en/legal/menu_frm.htm 2008年12月

- 29日アクセス), ジェトロホームページ (http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/trade_04/ 2008年12月29日アクセス) などより。
- (20) 銀行によるコングロマリット化に対する批判的視点については淵田[2004], Posen [2004]などを参照。対照的に, 銀行が行う業務の多様化について規制緩和の遅れを批判的に指摘する例としてはHoshi, Kashyap [2001], 岡崎・星[2002]など。
- (21) 例としては投資信託の販売など。
- (22) 金融コングロマリットの日米欧の違いなどについては日本銀行[2005]を参照。
- (23) 首相議定2006年141号(Decree 141-2006-ND-CP)を参照。
- (24) 銀行の分類には, 格付け機関であるFitch(Fitch[2008])が用いている分類を参照した。ただし, Fitchでは「大手」とした5行以外の民間銀行については行名を明記していないため, 「中堅銀行」については, 民間銀行の総資産規模上位24位までのうち「大手民間銀行」以外の銀行および分類対象から漏れているMekong Housing Bank(国有商業銀行のひとつ)とし, 総資産規模25位以下の民間銀行を「零細銀行」とした。Fitch[2008]の中で「大手民間銀行」とされた中には, 他の民間銀行よりも2007年12月時点での総資産が小さいと報道された銀行も含まれているが, ここではFitchの分類に従った。
- (25) 国有商業銀行については2008年末までに3兆ドン。
- (26) 2008年11月時点の報道によれば, なお9行が最低資本金の引き上げを実施できていないためSBVによる介入が必要であると懸念されていた(*Viet Nam News*, November 11, 2008)。その後の経緯については[注3]を参照のこと。
- (27) 手数料収入が銀行の経営安定性を支える点については, 日本の銀行について分析した稲葉・服部[2006]などを参照。
- (28) IMF[2008]は, 「余りに多くの銀行が(リテールなど)同じ戦略方向性をめざしている(ことが市場の課題)」と指摘しているが, リテールを営まない銀行の脆弱性は2007年以降のサブプライム問題でも明らかになっているとおりである。むしろ全商業銀行がリテール事業を確立することがベトナム銀行業界の優先課題であるとさえいえる。
- (29) Asset Liability Managementの略。
- (30) 先進国の金融当局が銀行の健全性を図る際に用いる健全性の指標では, 資産の種類によって異なる基準を課しているが, ここでは単純に財務諸表上の自己資本比率(期末株主資本÷期末総資産)を算出した。
- (31) 以下, すべて2007年の年報による。ただし, 2行については2006年の年報による。
- (32) その極端な例では1995年にイギリス最古の大手銀行ベアリングズ銀行が, トレーダーの不正取引を含む株式先物ディーリングの失敗によって自己資本

を上回る巨額の損失を被り、オランダの大手金融グループINGに1ポンドにて救済買収された事例がある。

- (33) ベトナム、マレーシア、タイの各国において銀行グループによる財務諸表の作成基準が異なることから、単純比較はできない。なお、マレーシア、タイの両国においても連結財務諸表を作成しており、銀行グループによる証券業務が活発である。
- (34) 2008年10月実施のヒアリングより。
- (35) 国際業務を行う銀行に課された国際的な要件として、特定の算出手法による自己資本比率が8%以上でなければならないという基準（「最低所要自己資本比率」という）があるため、一般に「8%」という数値が広く活用される。ただし、その場合の自己資本比率の算出方法は、ここでベトナムにおいて入手した財務諸表から算出した自己資本比率とは大きく異なる。最低所要自己資本比率などの詳細については、金融庁ホームページ上の「バーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）について」（http://www.fsa.go.jp/policy/basel_ii/ 2009年7月3アクセス）解説などを参照されたい。
- (36) 日本の銀行のROEについては井出・服部・宮明 [2006]などを参照。
- (37) 「護送船団方式」についての解説はHoshi, Takeo, and Kashyap [2001]などを参照。
- (38) 日本における外資系銀行参入規制、その背景にある外為法の役割などについてはHoshi, and Kashyap [2001]などを参照。
- (39) 破綻した日本長期信用銀行（旧行名）は外国企業（ファンド）に買収されて2000年に新生銀行として再生したため、「外資系銀行」と位置づけることも可能であるが、外国銀行の日本法人として設立されたものではないため、本章では、「外資系銀行」とは見なしていない。
- (40) 日本経済における外資導入規制および銀行業界における外資参入規制の経緯と結果についてはHoshi and Kashyap [2001], 池尾 [2006]などを参照。
- (41) 西村 [2003], 池尾 [2006]などを参照。
- (42) 1995年から2007年までの日本の名目GDP成長率は、最低でマイナス1.4%（1999年）、最高で2.2%（1996年、1997年）の間で推移している。
- (43) SBVに対する筆者のヒアリングによる。また、このことは、2008年12月現在銀行などの破産手続き規則が制定されていないことから示唆される。なお、ベトナム破産法は、銀行を含むいくつかの特定事業については、各監督当局が手続きを含めた詳細規則を制定すると定めている。
- (44) たとえば日本においても、90年代後半のバブル崩壊より前の時期においては、経営破たんした金融機関を大手銀行が合併するように監督当局が仕向ける方法で処理を進めており、そのことが金融システム全体への不信任につながることはなかった。

〔参考文献〕

＜日本語文献＞

- 池尾和人 [2006] 『開発主義の暴走と保身——金融システムと平成経済——』 NTT 出版。
- 和泉祐一 [2008a] 「ベトナム：予想外の早期利下げ実施」(『アジアフラッシュ』10月21日 野村證券株式会社)。
- [2008b] 「ベトナム：為替取引バンドを拡大」(『アジアフラッシュ』11月7日 野村證券株式会社)。
- 井出穰治・服部正純・宮明靖夫 [2006] 「ROE 分析からみた銀行収益の改善状況」(『日銀レビュー』12月 日本銀行)。
- 稲葉圭一郎・服部正純 [2006] 「銀行手数料ビジネスの動向と経営安定性」日本銀行ワーキングペーパーシリーズ 12月 日本銀行。
- 岡崎哲二・星岳雄 [2002] 「1980年代の銀行経営——戦略・組織・ガバナンス——」(村松岐夫・奥野正寛編, 『平成バブルの研究 上 形成編』東洋経済新報社 第7章)。
- 竹内幹雄 [2005] 「金融セクター改革の現状と課題——銀行セクターの実態分析を中心に——」(『市場経済移行国ベトナムにおける諸問題と我が国の支援のあり方』国際金融情報センター 第3章)。
- 西村吉正 [2003] 『日本の金融制度改革』東洋経済新報社。
- 日本銀行 [2003] 「2002年度決算からみた全国銀行の経営状況」日本銀行。
- [2005] 「金融サービス業のグループ化——主要国における金融コングロマリット化の動向——」4月 日本銀行。
- 淵田康之 [2004] 「メガバンクの巨大化と複雑化——期待と懸念——」(『資本市場クォーターリー』秋 野村資本市場研究所)。
- 堀内昭義 [1994] 「金融」(『講座・公的規制と産業』NTT 出版)。

＜英語文献＞

- Asian Banker Research [2008] *Asian Banker Databook*, Singapore: TAB International Pte Ltd.
- Asian Development Bank (ADB) [2008a] *Key Indicators 2008*, Manila: Asian Development Bank.
- [2008b] *Asian Development Outlook 2008 Update*, Manila: Asian Development Bank.
- Economist Intelligence Unit (EIU) [2008a] *Country Finance China*.

- [2008 b] *Country Finance Japan*.
- [2008 c] *Country Finance Malaysia*.
- [2008 d] *Country Finance Thailand*.
- [2009] *Country Finance Thailand*.
- Fitch [2008] “Vietnamese Banks A Home Made Liquidity Squeeze?.”
- Hoshi, Takeo, and Anil Kashyap [2001] *Corporate Financing and Governance in Japan: The Road to the Future*, Cambridge, Mass.: MIT Press (鯉淵賢訳『日本金融システム進化論』日本経済新聞出版社 2006年).
- International Financial Corporation (IFC) [2008] “Vietnam Financial Sector Diagnostic 2008.”
- International Monetary Fund (IMF) [2007a] “Vietnam: Selected Issues,” December, IMF Country Report No. 07/385.
- [2007b] “Vietnam: Statistical Appendix,” December, IMF Country Report No. 07/386.
- [2008] “International Financial Statistics October 2008.”
- [2009] “Vietnam: 2008 Article IV Consultation —— Staff Report; Staff Supplement and Statement; Public Information Notice on the Executive Board Discussion; and Statement by the Executive Director for Vietnam April 2009,” April, IMF Country Report No. 09/110.
- Nomura Research Institute (NRI) [2009] “Repo Market Development in Vietnam,” Presentation at Workshop on Enhancement of Liquidity in Government Bond Market, 22 April 2009, in Hanoi.
- Posen, Adam [2004] “It Never Really Worked: Universal Banking in Germany and Japan,” presentation at Nomura-Brookings Seminar on Financial Services in the Aftermath of GLB, October.
- Reuters [2008] “TABLE-Vietnam Banks’ Assets, Registered Capital,” 14 March.
- State Bank of Vietnam (SBV) [2003] “WTO Accession and Banking Reform in Vietnam,” Speech by Mr. Phung Khac Ke, Deputy Governor of State Bank of Vietnam at the World Bank event “Vietnam: Readiness for WTO Accession” (<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/COUNTRIES/EASTASIAPACIFICEXT/VIETNAMEXTN/0,,contentMDK:20151907~menuPK:387586~pagePK:64027988~piPK:64027986~theSitePK:387565,00.html>, 2009年8月4日アクセス).
- [2008] *Annual Report 2007*, Hanoi.
- [2009] *Monthly Information on Banking Activities*, February.

